

○大阪大学外国語学部学生表彰に関する内規

〔平成23年7月7日〕
制 定

(趣旨)

1 この内規は、大阪大学外国語学部学生表彰規程（以下「規程」という。）に基づく表彰の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(課外活動に関する選考基準)

2 規程第3条第1号に規定する、課外活動の成果が特に優れていると認められるものとは、次に掲げるものをいう。

(1) 課外活動において、国際的又は全国的規模の競技会、展覧会、スピーチコンテスト等に出場、出展、参加等し、第3位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した場合など、優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体

(2) ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生又は学生団体

(表彰件数)

3 規程第5条の規定に基づき表彰を決定する件数は、原則として一学期につき5件以内とする。

附 則

この内規は、平成23年7月7日から施行する。